

# 10月1日より、高齢者等の定期予防接種が (インフルエンザ・新型コロナ)開始します！

旭川市に住民登録のある65歳以上の方等を対象に実施します。

	インフルエンザワクチン	新型コロナワクチン
実施期間	令和7年10月1日(水)から 令和8年1月31日(土)まで	令和7年10月1日(水)から 令和8年3月31日(火)まで
対象者 (ワクチン共通)	<b>・接種当日に65歳以上の方</b> 又は	接種当日に60歳以上65歳未満で、心臓・腎臓・呼吸器・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能、これらのいずれかの障害として、障害等級1級相当の障害を有する方
持参するもの (ワクチン共通)	<b>【65歳以上の方】</b> 本人及び住民登録上の住所・年齢等を確認できるもの <b>・マイナンバーカード 等</b>	<b>【障害の対象要件により接種される方】</b> →左記に加えて <b>身体障害者手帳</b>
接種費用	1,510円 実施期間中1回のみ	6,900円 実施期間中1回のみ
接種場所等	接種できる医療機関など、詳しくは『こうほう旭川市民10月号』・旭川市役所ホームページに掲載する予定です。	

※この予防接種は自らの意思で接種を希望する方に実施するものです。(接種を受ける法律上の義務はありません)



上記「対象者」のうち、次の方は接種費用が免除(無料)となります。

※接種費用の払戻しはできませんので、接種費用が免除となる方は必ず接種の際に医療機関へ次のものを持参してください。

対象者	市民税非課税世帯の世帯員の方	生活保護受給世帯の世帯員の方
接種の際、 医療機関に 持参するもの	① <b>令和7年度 介護保険料納入通知書</b> (世帯課税区分欄が「非課税」となっていることを確認してください) 又は ② <b>後期高齢者医療資格確認書(区分Ⅰ又は区分Ⅱ)</b> (有効期限内であることを確認してください)	<b>保護手帳</b> (有効期間内であることを確認してください)

※市民税非課税世帯の世帯員の方で、①又は②の書類をお持ちでない場合は、保健所保健予防課保健予防係や各支所・東部まちづくりセンター窓口で当該書類の代わりとなる「**非課税世帯確認証**」を発行します。発行に必要なもの等の詳細は接種前にお問い合わせください。令和7年8月1日より発行します。

**【問合せ先】旭川市保健所 保健予防課 保健予防係**  
 住所：旭川市7条通9丁目 総合庁舎 4階 電話：25-6237